

参 考 资 料

参考資料

- 参考 1 工場立地法の概要
- 参考 2 工場立地法の主な見直しの変遷について
- 参考 3 工場立地法の効果（緑地・環境施設面積率及び公害苦情件数の推移）
- 参考 4 工場立地法に関する提案、要望の分類
- 参考 5 地域準則導入の状況
- 参考 6 平成 9 年改正時の附帯決議（抄）
- 参考 7 既存工場の現況
- 参考 8 公害に係る法規制、技術展開等について
- 参考 9 遮断性のない緑地
- 参考 10 駐車場緑化
- 参考 11 パイプ・ラック下の緑化
- 参考 12 屋上緑化
- 参考 13 壁面緑化

工場立地法の概要

I. 工場立地法の概要、役割

(1) 工場立地法制定当時の背景

昭和40年代後半、国土の均衡ある発展を図るため工業再配置対策等の施策が講じられる中、四日市判決などにより企業の公害責任が問われ、工場立地に対する反対運動が各地で行われた。このため、「今後の立地に際しては、公害・災害等の防止に万全を期することはもちろんのこと、進んで工場緑化等を行い、積極的に地域環境づくりに貢献することを基本として進めることが不可欠」と認識されるようになり、「工場の立地段階から、企業自ら周辺的生活環境との調和を保ち得る基盤を整備し、社会的責任としての注意義務を全うするよう誘導、規制していく」ため、工場立地法が制定された。

(注)「」内は、昭和48年4月6日の衆・商工委員会における通商産業大臣の工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案提案理由説明より引用。

(2) 工場立地法の規制内容

即ち、適正な工場立地を推進するため、一定規模以上の工場については届出義務を課すとともに、「工場立地に関する準則」において周辺地域の快適な生活環境の形成に資するよう、生産施設を敷地面積の一定割合以下に抑えるとともに、緑地、修景施設、屋外運動場、広場等の環境施設を一定割合以上設置することを定め、この準則に適合しない場合には、勧告、変更命令を行うことができることとしている。

II. 平成9年法改正について

(1) 平成9年法改正当時の背景

工場立地法は、昭和48年の法改正以降、企業が工場の新増設を行う際に、一定の緑地整備を求める等の措置を実施してきた。これにより工場の緑地面積率が施行前に比べ2倍以上改善しており、本法が工場と周辺環境との調和に果たした役割は評価されてきた。

他方、工場立地法が地域の実情に沿った緑地整備の要請、地方分権の要請、公害防止技術の進歩等に十分対応していない、また、工場集合地において、共通緑地が整備される動き等がある中で、こうした動きを勘案しない工場立地法が、老朽化工場の建て替えに対する支障となっている等の指摘が各方面からなされ、工場立地及び工業用水等審議会等における検討を経て、以下のような改正が行われた。

(2) 主要な法律改正点

1. 地方公共団体による緑地面積率の設定

都道府県及び政令指定都市は、緑地面積率、環境施設面積率について、国の定める範囲内において、従来の国による全国一律の基準に代えて地域の実情に応じて、地域準則を条例で定めることができることとされた。

2. 工場集合地に工場等を設置する場合の特例の導入

複数の工場が集中して立地する工場集合地に隣接する一団の土地に、緑地等が計画的に整備されることにより周辺の地域の生活環境の改善に寄与する場合には、これらの緑地等を工場敷地内の緑地等と同様に緑地面積率に算入する特例が導入された。

3. 届出先等の地方公共団体への全面的移譲

特定工場の新設をしようとする者等が必要事項等を届け出る際の届出先やその届出のあった場合における勧告、変更命令等の主体が国から都道府県知事及び政令指定都市の長に全面的に移譲された。

4. 生産施設面積率の再調整

業種ごとに定めている生産施設面積率について、工場立地法が制定された昭和48年当時と比べSO_x、NO_x等の環境負荷の排出量が相当程度改善された業種（準則に定められている第1種から第4種の62業種のうち27業種）について、面積率の見直しが行われた。

Ⅲ. 平成12年改正について

(1) 届出事務は自治事務へ

地方分権推進委員会（地域づくり部会）において、「工場立地に関する準則に定められている緑地面積については、地域の特性を考慮できるものとするのが妥当ではないか。」と指摘されていた。そのため上記平成9年改正では、国と地方の役割分担の見直しが行われた（上記Ⅱ.（2）3.）。その後、平成12年4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行され、従前の機関委任事務とされた法6条の届出等は、全て自治事務となっている。

工場立地法の主な見直しの変遷について

実施制限時間短縮要件の緩和（昭和57年省令改正）

短縮要件を「公益上の観点から実施制限時間を短縮せざるを得ないもののみ」から届出内容が法第9条の勧告の要件に該当しないもの（準則適合）」としたことで、大半の案件は実施制限時間を短縮できることとした。

届出不要項目の拡大（昭和57年省令改正）

以下の3項目は届出不要とした。

- ① 特定工場に係る生産施設の撤去
- ② 特定工場に係る緑地または環境施設の増加
- ③ 特定工場に係る特別配置施設の撤去

届出書類の簡素化（昭和61年省令改正）

前回届出と変更のない項目に係る添付書類を削除した

都道府県知事の権限の拡大（平成4年 政令改正）

都道府県知事の権限委任する特定工場の範囲を敷地面積3万㎡から5万㎡に拡大

既存工場の建て替えに係る運用の弾力化（平成6年 通達改正）

昭和49年の法施行以前に設置されていた既存工場について、次のような個別事情が存する場合には勧告しないこととができた。

- ① 生産施設が新・増設するに際し、周辺の土地の買い増しや敷地のレイアウトの見直しがすぐには行えず、環境施設の設置が困難であるが、一方で地域住民からの要請により福利厚生施設・教養文化施設を開放している場合はその開放施設部分の面積分の環境施設の設置を免除する。
- ② 建屋の変更を伴わない業種変更を行うに際し、周辺の土地の買い増しや敷地のレイアウトの見直しがすぐには行えず、緑地・環境施設の設置が困難である場合、その設置を最大5年間猶予する。
- ③ 生産施設の一部が別法人化し、それ自体が独立した工場として存続する場合であって、単に法人格が変わるだけでレイアウト上何ら変更が無い場合は、その時点における緑地・環境施設の配置は免除する。

環境施設の定義の拡大（平成7年 省令改正）

- ① 地域住民に開放される屋内運動施設及び教養文化施設を新たに環境施設に追加する。
- ② 知事案件に係る国への届出書の写しの送付を廃止（届出部数の削減）
- ③ 届出書類のA4版化

事業革新円滑化法第14条に係る運用の明確化（平成7年 通達改正）

既存工場に於ける生産施設の建て替えについては、一定の基準に該当し、周辺的生活環境の保持の観点から問題が無い場合には勧告しないことを周知するとともにその具体的基準を明確化

工場立地法の一部改正（平成9年 法改正）

① 地方公共団体による緑地面積率の設定

都道府県は政令指定都市は、緑地面積率、環境施設面積率について、国の定める範囲内において、従来の国による全国一律の基準に代えて、地域の実情に応じて地域準則を条例で定めることができることとされた。

② 届出先等の地方公共団体の全面的委譲

特定工場の届出先や勧告などの実施主体が、全て都道府県知事及び政令指定都市の長に全面的に委譲された。

③ 工場集合地に工場などを設置する場合の特例の導入

複数の工場が集中して立地する工場集合地に隣接する一団の土地に緑地等が計画的に整備されることにより、周辺の地域的生活環境の改善に寄与する場合にはこれらの直地などを工場敷地内の緑地等と同様に緑地面積率等へ参入する特例が導入された。

④ その他

罰則規定における罰金額の引き上げ、権限の委任規定の廃止などについて所用の規定の整備や、政令、準則、基準の整備が行われた。

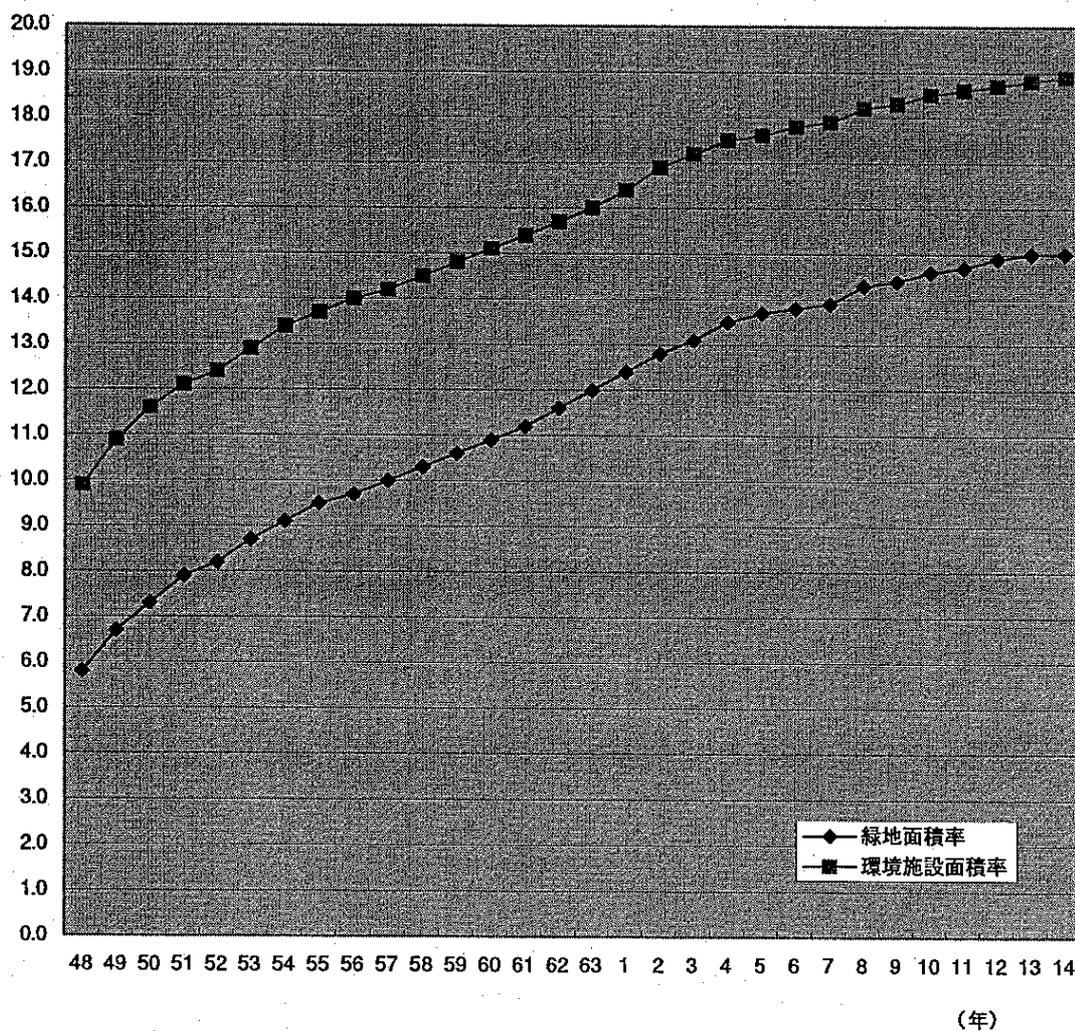
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律に係る改正（平成11年、法改正）

①届出の受理、勧告、変更命令等の事務は機関委任事務として都道府県知事、政令指定都市の長に、地域準則の設定は団体委任事務として都道府県知事、政令指定都市の長に委任されていたが、今般の機関委任事務制度、団体委任事務制度の廃止に伴い、先の事務が全て自治事務に整理された。

工場立地法の効果

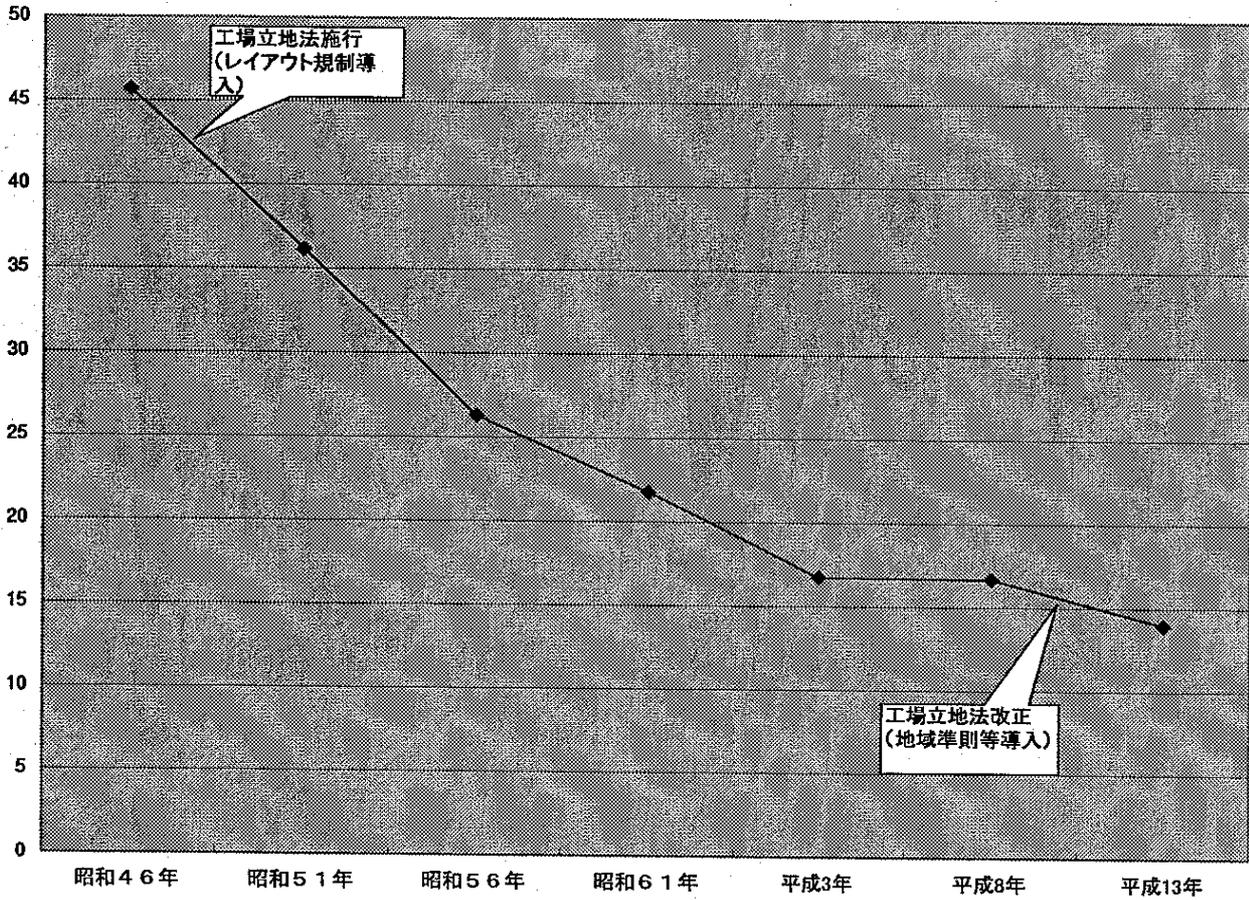
参考3

(%) 緑地面積率及び環境施設面積率の推移



	昭和48年	平成元年	平成14年
緑地面積率	5.8%	12.4%	15.0%
環境施設面積率	9.9%	16.4%	18.9%

公害苦情件数に製造業が占める割合



単位%

	昭和46年	昭和51年	昭和56年	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年
公害苦情件数が製造業に占める割合	45.7	36.1	26.3	21.8	16.7	16.7	14.0

緑地に係る要望内訳

緑地の定義拡大 (省令改正)

11件 (内共通緑地2件)

主な要望内容

- ・屋上緑化
- ・壁面緑化
- ・工場敷地に隣接しない緑地の共通緑地への算入 等

6件

緑地面積率の緩和 (告示改正)

1件

主な要望内容

- ・緑化面積率(20%)の引き下げ

地域準則の緑地面積率の緩和 (告示改正)

4件

主な要望内容

- ・地域準則の緑地面積率の下限の緩和

緑地の運用緩和 (技術的助言)

3件 (緑地配置2件、緑化工事1件)

主な要望内容

- ・環境施設以外との重複緑地の緑地面積への算入
- ・緑化工事終了時期に係る運用緩和

環境施設に係る要望内訳

環境施設面積率の緩和 (告示改正)

1件

主な要望内容
・環境施設面積率(25%)
の引き下げ

地域準則の環境施設面積率の緩和 (告示改正)

1件

主な要望内容
・地域準則の環境施設面積
率の下限の緩和

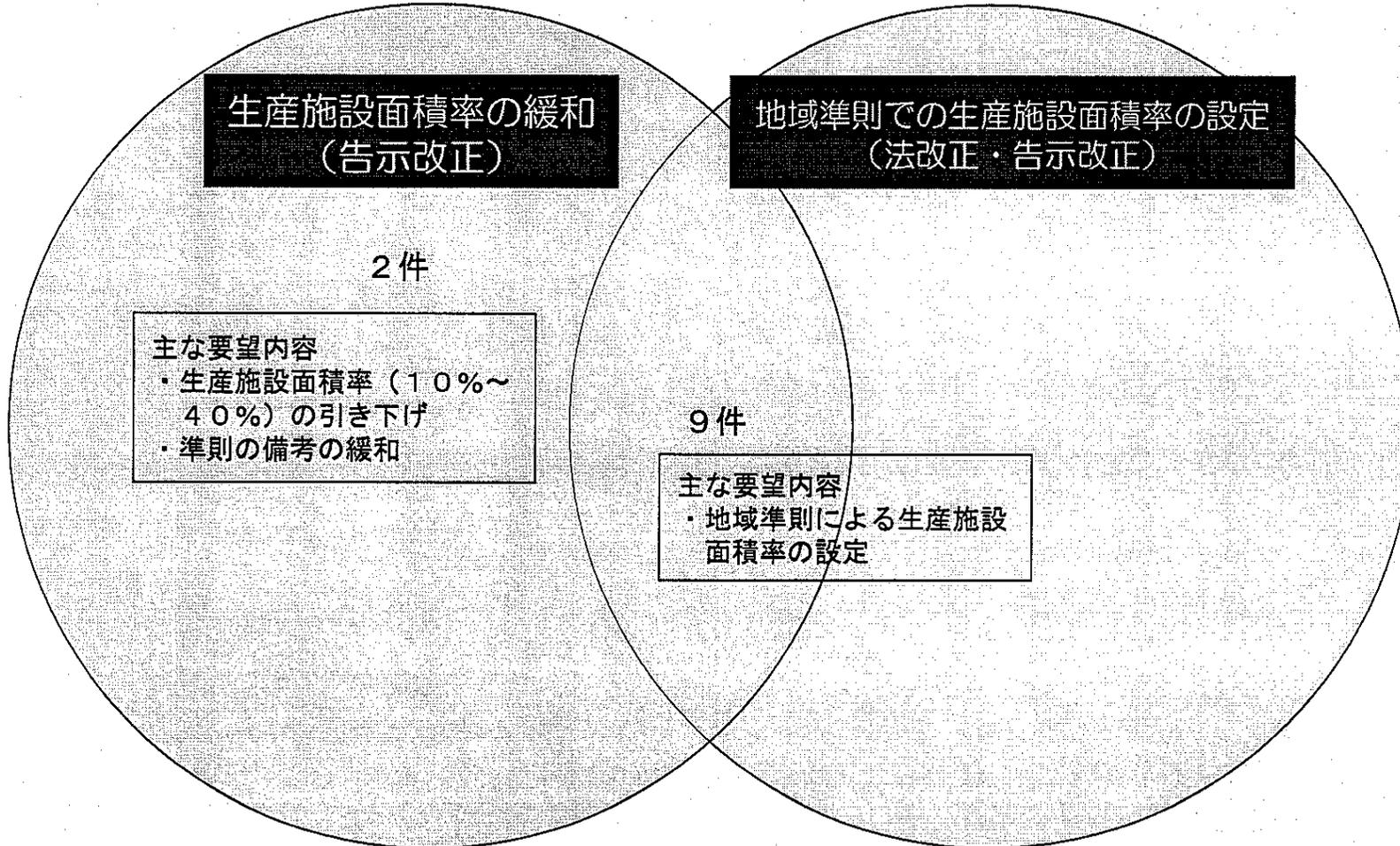
環境施設の定義拡大 (省令改正)

6件

主な要望内容
・環境施設への誘導路等の
面積への算入等

1件

生産施設に係る要望内訳



地域準則の概況

1. 地域準則を導入した地方公共団体

県	公布日	市	公布日
神奈川県	平成12年10月17日	北九州市	平成11年 6月14日
三重県	平成14年12月26日	横浜市	平成12年 2月25日
		川崎市	平成12年10月 2日

(県・市別、公布日順)

2. 導入した地域準則の具体的な内容

立地法種別	用途地域	上限					下限				
		神奈川	横浜	川崎	三重	北九州	神奈川	横浜	川崎	三重	北九州
第1種 (緑25、環30)	住居系及び商業系等	○	○			○×1					
	準工業地域										
第2種 (緑15、環20)	工業地域						○	○		○×2	○×1
	工業専用地域						○	○	○	○×2	○×1

(○：用途地域で指定、無印：導入していない、■：地域準則が導入できる区域)

※1 基本的に用途地域を念頭にしているものの、住所等を用いて具体的地域を指定している。

※2 用途地域に沿って指定しているものの、地域内の既存工場だけを対象にして、リニューアル等に対応している。

各地域準則の詳細比較

	神奈川県	横浜市	川崎市	三重県	北九州市
1. 条例制定の背景	○京浜工業地帯の産業の空洞化 ○工業等制限法の見直し	同左	同左	○四日市臨海部工業地帯の再生	○既存工場が多く、施設の老朽化が進行
2. 条例名称制定・施行時期	工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例 ・H12.10.17 公布 ・H13.4.1 施行	横浜市工場立地法地域準則条例 ・H12.2.25 公布 ・H12.4.1 施行	川崎市工場立地に関する地域準則を定める条例 ・H12.10.2 公布 ・H12.11.1 施行	工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例 ・H14.12.26 公布 ・H15.1.15 施行	工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例 ・H11.6.14 公布 ・H11.6.14 施行
全特定工場					
条例施行前の調査時期	H13.3	H10.4	H10.10.31	H15.1	H11.6
条例施行前の緑地面積率	16.71	11.3	9.88	19.18	12.46
現在の緑地面積率	16.82(H15.3)	11.85	10.09	19.21	12.66
既存工場(上記の内数)					
条例施行前の調査時期	H13.3	H10.4	H10.10.31	H15.1	H11.6
条例施行前の緑地面積率	14.72	10.6	9.40	13.65	11.41
現在の緑地面積率	14.95	11.1	9.59	13.71	11.40

Ⅱ. 平成9年「工場立地法の一部を改正する法律」の附帯決議

(1) 衆議院商工委員会における附帯決議（平成9年11月18日）

- ・地方への権限の委譲に当たっては、地方の自主性を極力尊重するとともに、地域準則の基準等の適時適切な見直しを行い、地方分権の趣旨と整合性のとれた措置が講じられるように努めること。

(2) 参議院商工委員会における附帯決議（平成9年12月4日）

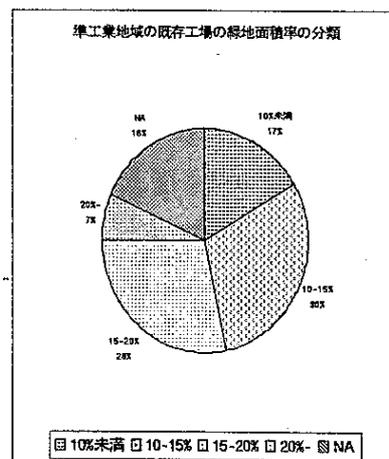
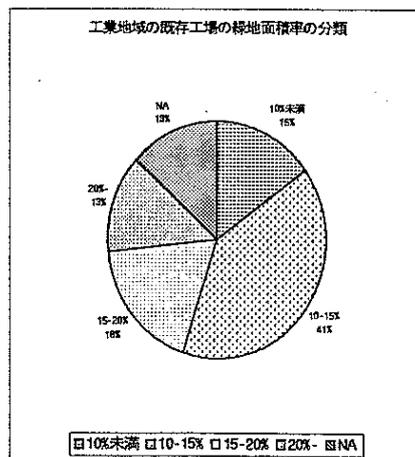
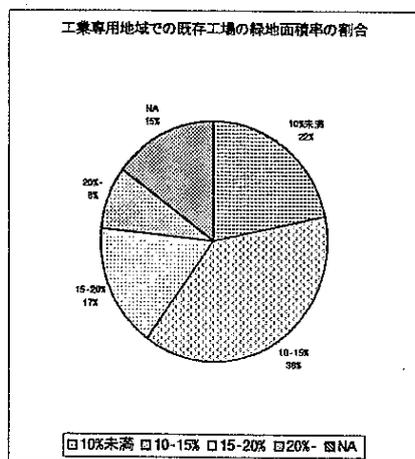
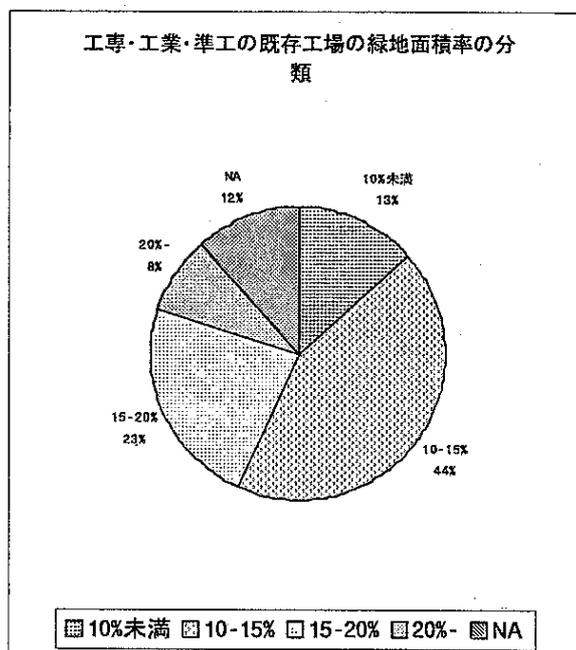
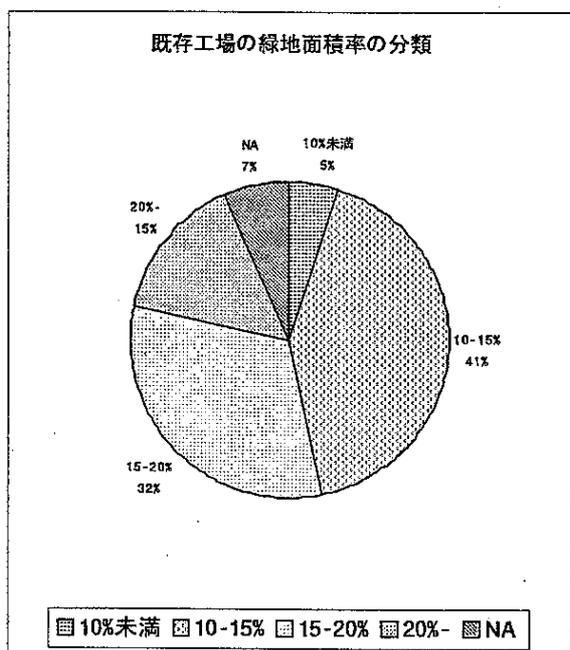
- ・地域準則の導入に当たり国が定める区分ごとの基準については、地方分権の推進を図る観点から、地方の自主性を十分に尊重し、適時適切な見直しを行うこと。
- ・工場集合地の特例の適用に当たっては、事業者の緑地等の整備に向けた主体的な取り組みが促進されるよう、規制の趣旨を周知すること。

既存工場の現況

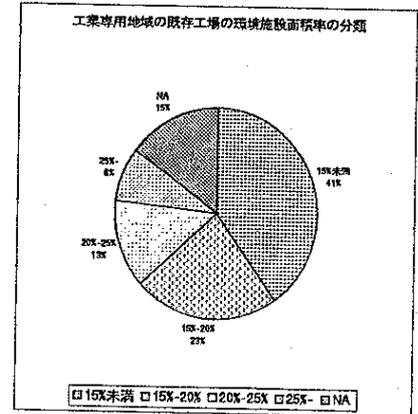
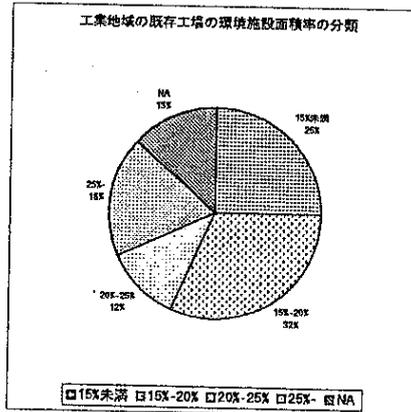
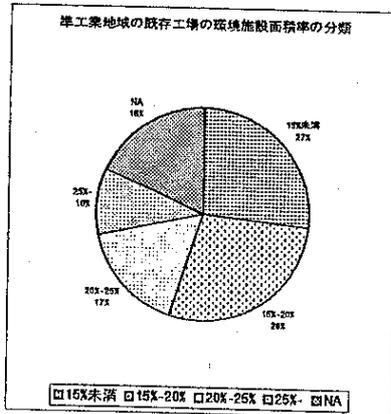
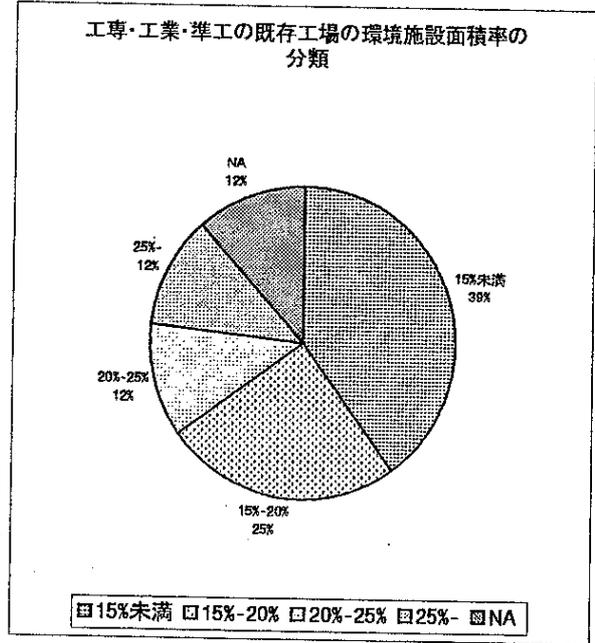
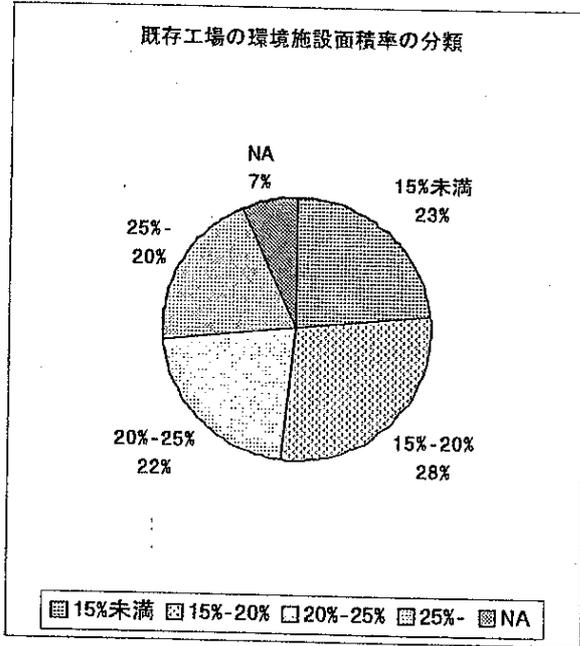
○地域間のばらつき

国レベル、地域レベルでも緑地整備に関する制度が整備され、実態面でも工場の緑化が進んでいるものの、地域によっては未だに緑地の整備が進んでいないところもある。

既存工場の緑地面積率について



既存工場の環境施設面積率について



公害に係る法規制、技術展開等について

	トピックス	技術展開
1965 (昭和40)	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止事業団法制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気集じん機（EP）の採用開始 ・大型ろ過集じん装置（バグフィルター）の急増 ・大型排煙脱硫装置の開発開始
1966 (昭和41)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン普通自動車の排ガス規制開始（CO3%以下） 	
1967 (昭和42)	<ul style="list-style-type: none"> ・阿賀野川流域の水銀中毒原因を特定（厚生省） ・四日市ぜんそくで初の大気汚染公害訴訟 ・中央公害対策審議会設立 ・公害対策基本法制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・重油直接脱硫装置稼動（出光興産千葉製油所）
1968 (昭和43)	<ul style="list-style-type: none"> ・水俣病の原因を排水中有機水銀とする政府統一見解発表 ・神通川流域のイタイイタイ病原因をカドミウムと発表（厚生省） ・カネミ油症PCB汚染発生 ・大気汚染防止法、騒音規制法制定 ・硫酸化合物k値規制実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理技術（湿式酸化・汚染汚泥法）
1969 (昭和44)	<ul style="list-style-type: none"> ・液化天然ガス（LNG）輸入始まる ・硫酸化合物に係る環境基準閣議決定 ・政府、初の『公害白書』発表 →1972年より『環境白書』と改称 ・DDTおよびBHCの製造中止 ・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物処理による共同廃水処理設備の設置（四日市コンビナート）
1970 (昭和45)	<ul style="list-style-type: none"> ・田子の浦へドロ公害問題起こる ・公害国会 ・東京に初の光化学スモッグ警報発令 ・一酸化炭素に係る環境基準設定 ・水質汚濁に係る環境基準設定 ・第64臨時国会において公害対策基本法ほか公害関係法が制定又は改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力南横浜火力発電所で世界初のLNG専焼開始
1971 (昭和46)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁設置 ・ばいじん排出基準改正 ・悪臭防止法、特定工場における工場防止組織の整備に関する法律制定 ・騒音に係る環境基準設定 ・DDT及びBHCの使用全面禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気中炭化水素測定装置完成、神戸市、三重県、愛知県、環境庁で測定開始 ・排煙脱硝プロセスの開発（1969年より実用化開始） ・逆浸透膜（RO膜）装置による排水処理

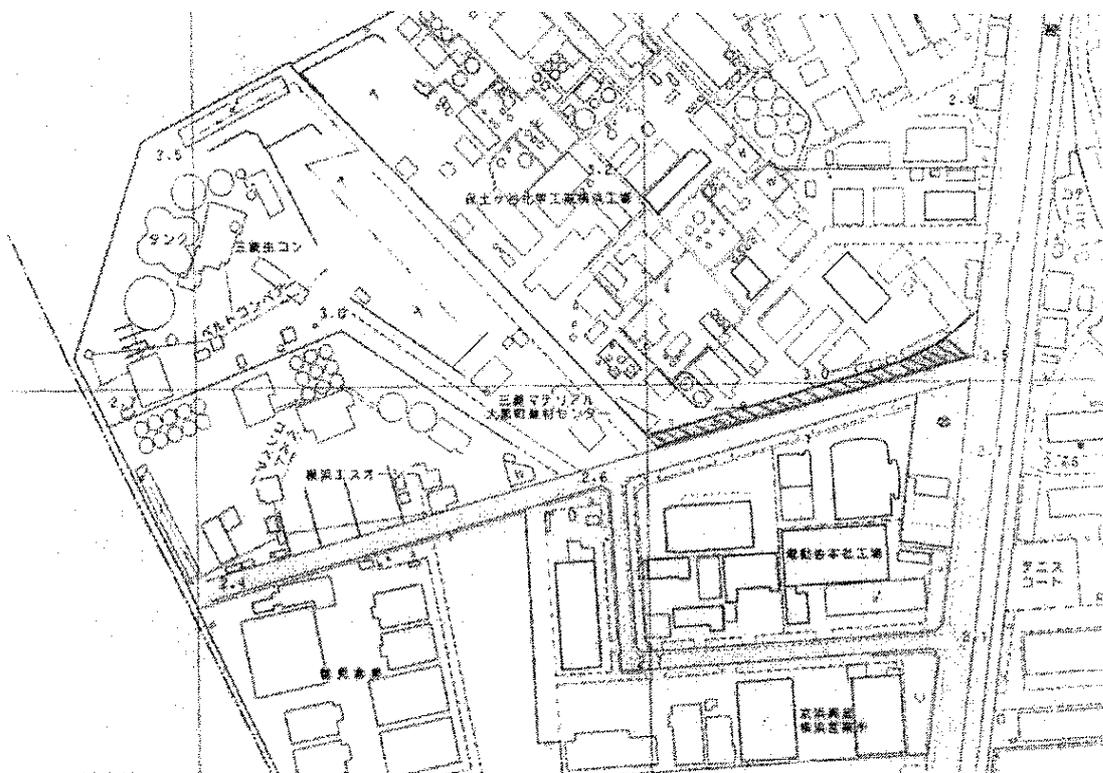
<p>1972 (昭和 47)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ OECD、公害防止費用の汚染者負担、PPPの原則採択 ・ 四日市ぜんそく訴訟第1審判決 ・ 播磨灘を中心に瀬戸内海に大量簿赤潮発生 ・ 環境庁、初の『環境白書』を発行 ・ ロンドンで海洋投棄規制条約採択 ・ 浮遊粒子状物質の環境基準設定 ・ 通商産業省、PCBの生産と使用の中止を関係業界に通達 ・ 公害等調整委員会設置 ・ 悪臭防止法制定 ・ 公害に係る無過失責任法の公布 ・ 廃棄物処理施設整備緊急措置法公布 ・ 環境庁、排水のPCB暫定指導指針を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 光合成細菌による有機性廃水処理装置
<p>1973 (昭和 48)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土呂久鉦山周辺の慢性ひ素中毒症を公害病に認定 ・ 水俣病訴訟、第1審判決 ・ 二酸化窒素、光化学オキシダントの環境基準設定 ・ 公害健康被害補償法制定 ・ 窒素酸化物排出基準第1次規制値設定（以後、5次にわたり規制強化） ・ 瀬戸内海環境保全臨時措置法、公害健康被害補償法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）公布 ・ 航空機騒音の環境基準設定 	
<p>1974 (昭和 49)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害健康被害補償制度発足 ・ 硫酸化物総量規制方式導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンモニア接触還元法による大容量排ガス脱硝装置（住友化学工業製）稼動（東日本メタノール袖ヶ浦工場） ・ 国立公害研究所発足
<p>1975 (昭和 50)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 江戸川区で六価クロム汚染問題表面化 ・ 関係省庁の光化学スモッグ対策推進会議において炭化水素類の排出抑制の重要性が指摘される ・ PCB環境基準、排出基準設定 ・ 新幹線鉄道騒音の環境基準設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間産業における公害防止装置投資額ピークとなる(昭和50年度約9650億円、全設備投資の18%) ・ 排煙脱硫装置の設置数ピークとなる(昭和50年度、226基) ・ 自動車用レギュラーガソリンの無鉛化開始
<p>1976 (昭和 51)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振動規制法成立 ・ 廃棄物の最終処分地等の規制強化 	
<p>1977 (昭和 52)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 瀬戸内海播磨灘赤潮大発生 ・ 産業構造審議会、今後のNOx汚染防止対策のあり方答申 ・ 重量ガソリン車、ディーゼル車に係る52年規制実施 	

1978 (昭和 53)	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法の一部改正（水質総量規制制度の導入） ・二酸化窒素環境基準改正 ・特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法公布 ・瀬戸内海環境保全特別措置法等改正（COD総量規制の導入、翌年リン及びその化合物規制） 	
1979 (昭和 54)	<ul style="list-style-type: none"> ・水量総量規制（COD）対象海域に東京湾、伊勢湾を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水中の窒素、リン除去技術開発(凝集沈殿法、凝集材添加活性汚泥法)
1980 (昭和 55)	<ul style="list-style-type: none"> ・20都道府県のCODに係る総量削減計画決まる ・廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染防止に関する条約（ロンドン条約）が発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー用排煙脱硝装置実用化
1981 (昭和 56)	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物の総量規制導入（3地域が対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素、リン処理技術（生物学的硝化、脱窒プロセス） ・し尿、工場処理、脱臭技術(オゾン処理) ・一般廃棄物処理にガス化溶融炉（浜松市）採用
1982 (昭和 57)	<ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん排出基準改正 ・湖沼の窒素及びリンに係る環境基準設定 	
1983 (昭和 58)	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素環境基準改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理技術（高負荷処理方式生物脱窒素法）
1984 (昭和 59)	<ul style="list-style-type: none"> ・OECD理事会が有害廃棄物の越境移動に関する決定及び勧告を採択 ・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについて水質環境項目を設定 ・湖沼水質保全特別措置法公布 ・環境影響評価実施要綱を閣議決定 	
1985 (昭和 60)	<ul style="list-style-type: none"> ・小型ボイラーをばい煙発生施設に追加 ・湖沼に係る窒素及びリンの排出規制の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・この頃、排煙脱硝設備の設置数ピークとなる(昭和60年度に52基)
1986 (昭和 61)	<ul style="list-style-type: none"> ・化審法の大幅改正（1種、2種、特定化学物質の3分類化） ・20都道府県のCODに係る総量削減計画始まる ・ばいじん排出基準改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・苛性ソーダの製法転換(水銀法→非水銀法)の完了 ・し尿処理技術（高負荷処理方式生物脱窒素法）
1987 (昭和 62)	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物排出規制対象、ガスタービン、ディーゼル機関にも拡大 ・絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡規制等に関する法律公布 ・ガスタービン、ディーゼル機関を大気汚染防止法の規制対象施設に追加 	
1988 (昭和 63)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・酵母利用排水処理法の実用化

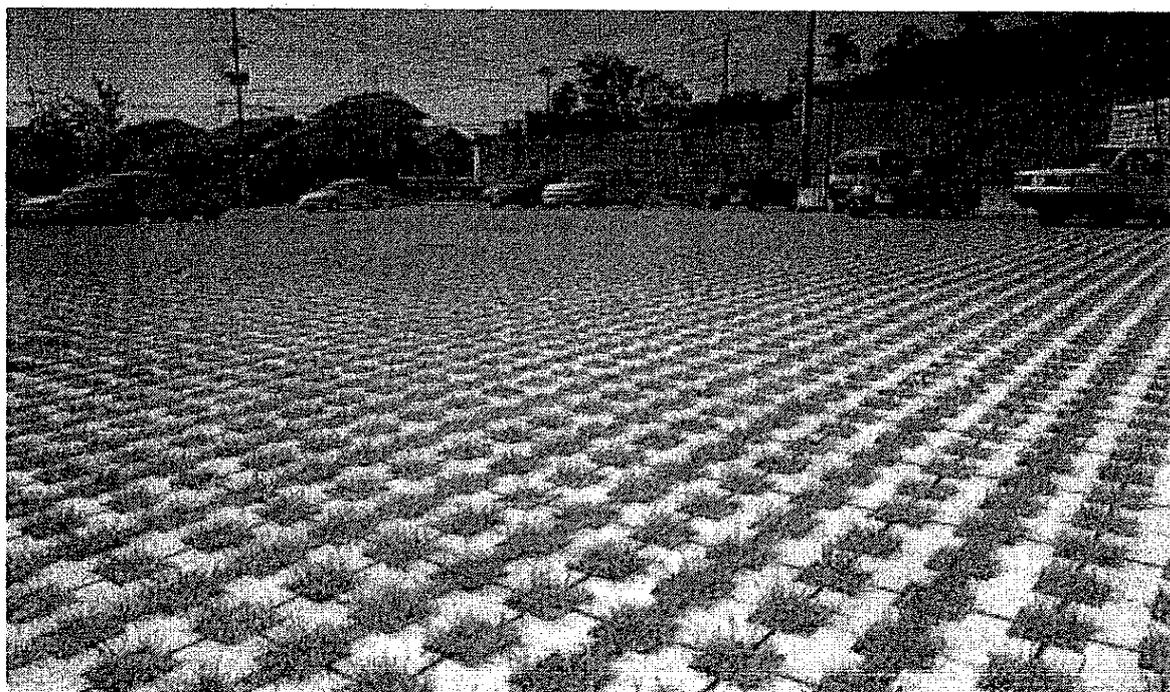
1989 (平成 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・有害廃棄物の越境移動に関するバーゼル条約採択 ・トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る排水基準設定 ・有害物質を含む水の地下への浸透禁止、事故時の措置設定 ・特定粉じんとして石綿を追加 	
1990 (平成 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公害研究所を国立環境研究所に改組 ・スパイクタイヤの粉じん発生の防止に関する法律公布 	
1991 (平成 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・公害資源研究所が資源環境技術総合研究所に改組 ・土壌汚染に関する環境基準設定 ・湖沼水質保全特別措置法施行令の一部改正（規制対象項目として窒素、リンを追加指定） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の抜本的改正 	
1992 (平成 4)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布（自動車NO_x法） ・特別管理産業廃棄物最終処分に関する基準設定 ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律制定 	
1993 (平成 5)	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止施行令の一部を改正する政令公布（10物質追加） ・環境基本法制定 ・水質汚濁防止法施行令改正（有害物質としてジクロロメタン等13物質を追加） ・自動車NO_x法の使用車種規制の施行（自動車NO_x法全面施行） 	
1994 (平成 6)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画を閣議決定 	
1995 (平成 7)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁、通商産業省、厚生省、民間のPCB処理開発を公的にバックアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染等修復技術開発開始 ・脱塩素化分解法等PCB分解処理実用化試験始まる
1997 (平成 9)	<ul style="list-style-type: none"> ・粒子状物質の全米環境大気基準改定される（PM_{2.5}が追加される） ・大気汚染防止法施行令改正（有害大気汚染物質の設定と排出基準設定） ・有害大気汚染物質環境基準設定 ・地下水の水質の汚濁に係る環境基準告示 ・環境影響評価法公布 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（廃棄物の原料及び再生利用の推進、廃棄物処理施設の設置手続の見直し、不法投棄対策等） ・大気汚染防止施行令の一部改正（廃棄物焼却炉及び製鋼用電気炉に係るダイオキシン類対策） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正（ダイオキシン対策等） 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン等対策関係省庁会議開催 	
1998 (平成 10)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する省令改正（PCB 関連廃棄物の処理基準設定） ・水質汚濁防止法施行令の一部改正（特定施設として PCB の処理に係る産業廃棄物処理施設を追加） ・環境影響評価法に基づく主務省令公布（環境影響評価の技術指針を定める） ・騒音に係る環境基準公布 	
1999 (平成 11)	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB 処理始まる（現在までに 25 の処理技術が法的に認められる） ・中央環境審議会ダイオキシンリスク評価小委員会及び生活環境審議会ダイオキシン類健康影響評価特別部会、ダイオキシン類の耐容一日摂取量を $4 \mu\text{g} - \text{TEQ} / \text{kg} / \text{day}$ と取りまとめ ・環境影響評価法全面施行 ・ダイオキシン類対策特別措置法公布（平成 12 年 1 月施行） ・ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準の告示 ・自動車の燃料の性状に関する許容限度の一部改正（ガソリン中のベンゼンを低減） ・化学物質管理指針告示 ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTTR 法）が制定 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（廃棄物の適正な処分のための処理体制の整備等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業用焼却設備向け簡易型ダイオキシン除去・分解装置の技術開発開始 ・焼却炉排ガス中のダイオキシン類の直接分解方式の研究開発開始 ・排ガス中並びに工業用水・工場排水中のダイオキシン類及びコプラナ PCB の測定方法 J I S に規定される ・ダイオキシン類汚染土壌浄化技術の選定結果についての公表
2000 (平成 12)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁ダイオキシン類の排出量の目録公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・超臨界流体利用環境負荷低減技術研究開発開始 ・環境庁、ディーゼル車対策技術評価検討会中間取りまとめについての公表
2001 (平成 13)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省設置 ・ダイオキシン類公害防止管理者国家試験実施 ・ジクロロメタン大気環境基準設定 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布、施行 ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域の削減等に関する特別措置法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針公表 ・ディーゼル車対策技術評価検討会取りまとめ公表
2002 (平成 14)	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法公布 ・POPS 条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準、経済産業省より告示
2003 (平成 15)	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法施行 ・自動車 NOx・PM 法に基づく車種規制の段階的適用開始 	

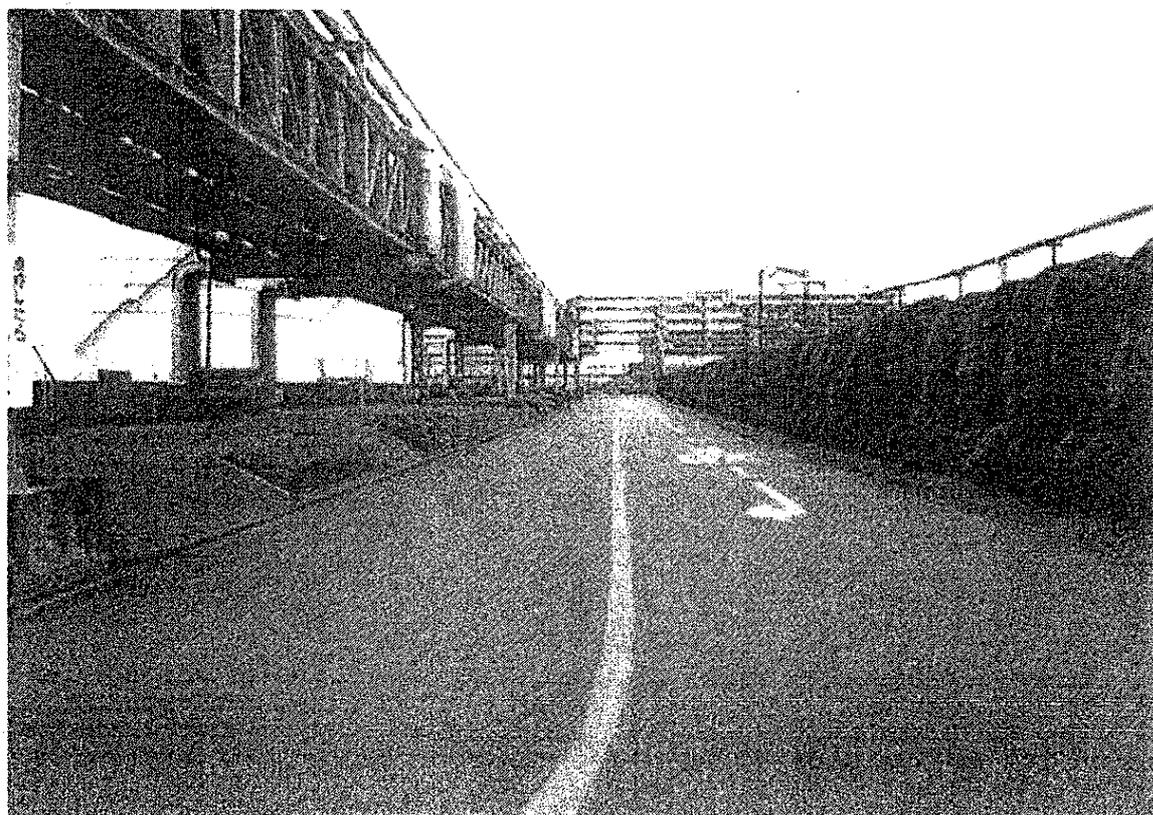
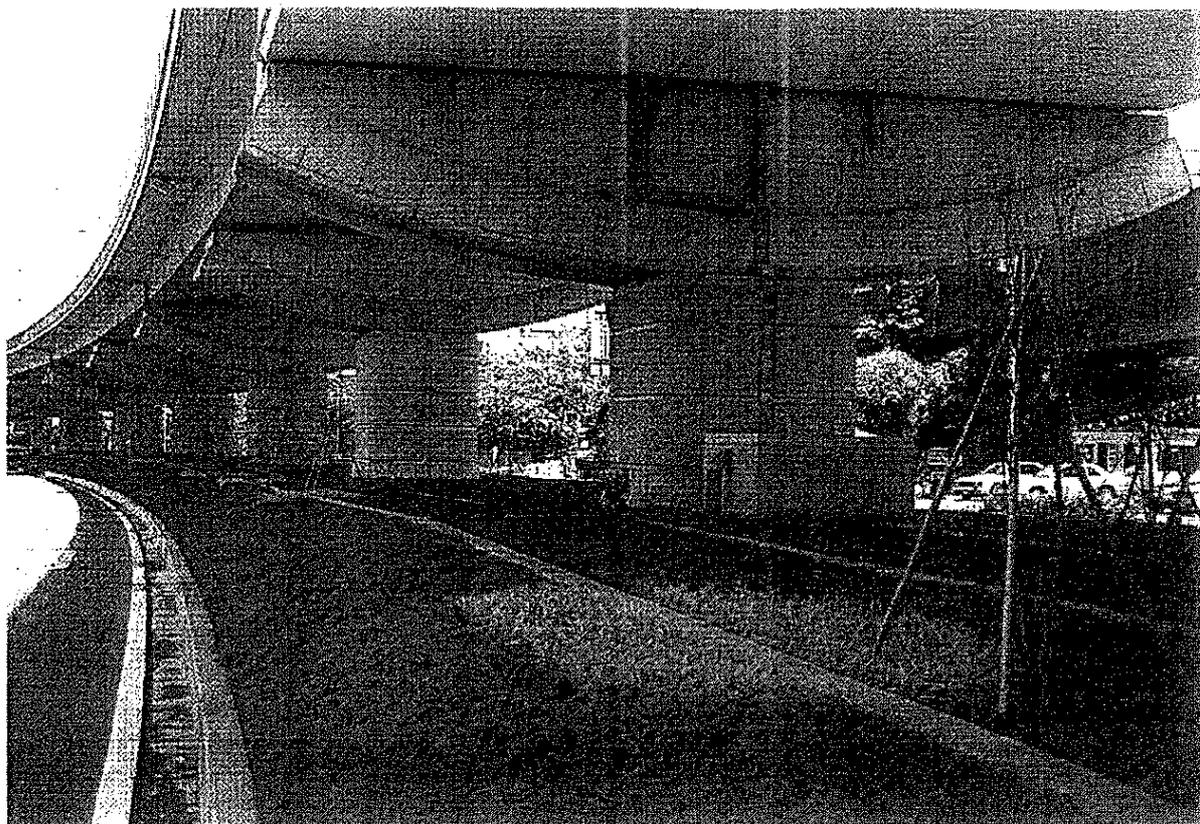
遮断性のない緑地



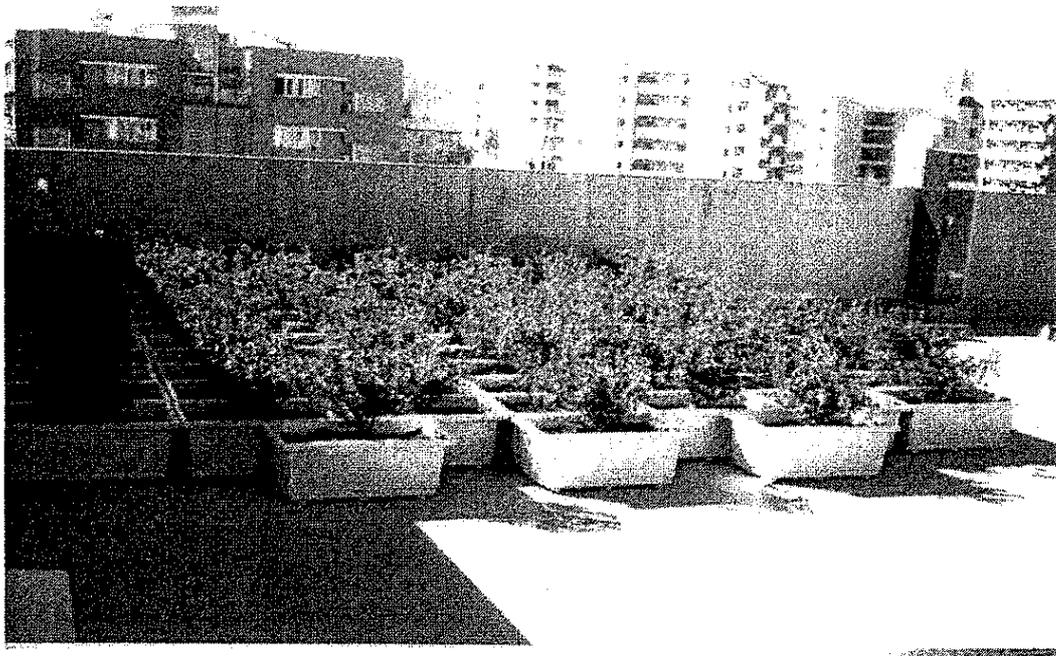
駐車場緑化



パイプ・ラック下の緑化



屋上緑化



壁面緑化

